

令和8年 富士見町 企業管理規程 第 1 号

富士見町上下水道課事務処理規程を改正する規程をここに公布する。

令和8年5月19日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町上下水道課事務処理規程を改正する規程

富士見町上下水道課事務処理規程(昭和50年富士見町企管規程第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「専任課長が」の次に「、課長及び専任課長がともに不在のときは、事務を主管する係長(以下「主務係長」という。)が、課長、専任課長及び主務係長が不在のときは、課長が指定した順序により係長がその事務を」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。